

令和 6 年 4 月 13 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01317

研究課題名(和文) 条約の動態分析：軍縮義務の履行完了後に化学兵器禁止条約はどのように展開するか

研究課題名(英文) Dynamism of International Treaty: How will the Chemical Weapons Convention develop in the post-destruction era?

研究代表者

阿部 達也 (Abe, Tatsuya)

青山学院大学・国際政治経済学部・教授

研究者番号：80511972

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：シリアの化学兵器について国際法の観点から論じることをテーマとし、とくに化学兵器の不使用という国際人道法上の義務と化学兵器の廃棄という軍縮法上の義務の遵守の問題に焦点を当てて、化学兵器禁止機関と国際連合における実践を詳細に分析した。分析を踏まえて、遵守と不遵守の間には潜在的な不遵守という曖昧な状況が存在していることと、この曖昧な状況が遵守の状況に回帰するのかそれとも不遵守の状況へと移行するのが実践上の大きな課題となっていることを明らかにし、さらに「潜在的な不遵守の検討」に当たり重要となる要素を義務の性質に応じて提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的な理論上の意義として、いわゆる遵守制度(または不遵守制度)を考察するにあたって、「遵守の確保」と「不遵守への対応」という観点に加えて「潜在的な不遵守の検討」という観点が必要であることを実証的に明らかにできた点がある。また、社会的な実践上の意義として、将来化学兵器が使用された場合に化学兵器をどのように廃棄するかを含めて国際社会がとりうる対応についての参照先として利用できる点がある。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to discuss the issue of Syrian chemical weapons from an international law perspective. Its particular focus is on the efforts of the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons (OPCW) and the United Nations to address Syria's compliance and non-compliance with relevant obligations under international humanitarian and disarmament law. The analysis reveals that there exists an ambiguous situation of potential non-compliance between the situations of compliance and non-compliance and that a critical issue in practice is whether potential non-compliance returns to compliance or moves on to non-compliance. Key elements for considering the situation of potential non-compliance, which may vary depending on the nature of substantive obligations, are also clarified.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法 軍縮・軍備管理 国際機構 化学兵器禁止機関 シリア

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

- (1) 化学兵器禁止条約は 1997 年に発効してから約 20 年が経過して、新たな局面に差し掛かっていた。
- (2) 1 つは、条約に基づく化学兵器の廃棄（軍縮義務の履行）が 2023 年にも実現する見込みになっていたことである。締約国が保有していた化学兵器の廃棄完了は条約に定められた目的の 1 つの実現を意味する。いま 1 つは、2018 年の化学兵器禁止機関（OPCW）第 4 回特別締約国会議において、化学兵器の使用者の特定が OPCW の新たな任務として与えられたことである。期せずして、軍縮義務の履行が近い将来に実現するという微妙なタイミングで OPCW の任務が拡大することになったといえる。
- (3) いずれも、化学兵器禁止条約という条約が今後どのような展開をたどるのか、そしてその展開は理論的にどのように説明できるのか、という興味深い「問い」につながる示唆となった。

2. 研究の目的

- (1) 条約の動態分析として、とくに化学兵器禁止条約を取り上げて、締約国による軍縮義務の履行完了後に条約がどのような展開をたどるかを理論的に考察することを目的とした。この目的を達成するため、化学兵器禁止条約の起草過程、OPCW 第 4 回運用検討会議の合意、OPCW 第 4 回特別締約国会議の決定、シリアの化学兵器問題について、それぞれ検討を行うことを計画した。
- (2) もっとも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて OPCW における議論が進まなかったこともあり、途中の段階でシリアの化学兵器問題に焦点を絞って研究を進めることとした。

3. 研究の方法

- (1) 本研究は、資料収集、資料分析および成果発信という 3 つ段階を経て行った。ただし、具体的な方法は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて変更した。
- (2) まず、資料収集として、OPCW の動向を把握することが必要不可欠であった。このために、OPCW の各種会合に出席して議論をフォローするとともに、これらの機会を利用して OPCW 技術事務局、各国政府代表団、関連国際機関、その他非政府組織などの実務関係者に聞き取り調査を行う予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外渡航ができなかったため、オンライン会合などの数少ない機会を通じて情報収集に努めた。
- (3) 次に、資料分析に関して、OPCW の動向を学術的観点から検討する必要があった。所属学会および OPCW のネットワークを活用して、国際法分野および軍縮・不拡散分野の専門家との意見交換などを通じて分析を試みる予定であった。これも新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、限られた機会を活用して意見交換を行った。
- (4) 最後に、成果発信については、英語で単著書籍を刊行することに方針を変更し、原稿の執筆に専念した結果、“Syrian Chemical Weapons and International Law¹” の刊行に漕ぎつけた。

4. 研究成果

- (1) 「シリアの化学兵器と国際法」
シリアの化学兵器について国際法の観点から論じることをテーマとし、とくに化学兵器の不使用という国際人道法上の義務と化学兵器の廃棄という軍縮法上の義務の遵守・不遵守の問題に焦点を当て、化学兵器禁止機関と国際連合における実践を詳細に分析した。
分析の枠組みとして「遵守の確保」と「不遵守への対応」という観点に加えて、先行研究ではほとんど意識されることのなかった「潜在的な不遵守の検討」という観点を導入し、その有用性を含めて検討した。
- (2) 適用可能な国際法規則
シリアの化学兵器問題に適用可能な国際法規則を特定した。第 1 に 1925 年ジュネーブ議定書である。戦争における化学兵器の使用を禁止した条約であり、シリアは 1968 年 12 月 17 日に署名した。第 2 に 1993 年化学兵器禁止条約である。化学兵器を国際検証制度の下に全面的に禁止する条約で、シリアは 2013 年 9 月 14 日に加入書を寄託した。第 3 に 1998 年国際刑事裁判所ローマ規程である。この条約によって武力紛争において化学兵器を使用した個人は国際刑事裁判所に訴追される可能性がある。もっとも、シリアは当事国ではない。第 4 に慣習国際法である。化学兵器の使用に関しては、条約による禁止の他に、慣習国際法による禁止が確立している。
- (3) 使用の問題
シリアの化学兵器に関してまず問題となったのは使用である。化学兵器の使用の疑いの場合には事実調査機関がこれを調査し、化学兵器が使用されたか否かを決定し、使用された場合は誰が使用されたかを特定する。使用が確認されれば不遵守の是正に取り組みなければならない。
国連安全保障理事会と OPCW 執行理事会は 2013 年 8 月 21 日の使用事案に対してシリアに対して包括的な禁止措置を課した。その後も繰り返された使用の疑いに対して、OPCW 事実調査団、OPCW 国連共同調査メカニズム、OPCW 調査同定チームなどの事実調査機関が設置され、多数の使用の疑いの申し立てについて化学兵器が実際に使用されたことと、使用事案に関して使用者が

シリア政府であることを認定した。事実調査の結果を踏まえて、国連安全保障理事会に制裁決議案が提出されたもののロシアと中国の拒否権により不採択に終わり、そのため OPCW 締約国会議においてシリアの化学兵器禁止条約上の権利を停止する措置が多数決で採択された。このような国際機関での対応に並行して西側諸国はシリアに一方的な制裁措置を課しており、とくに米国・英国・フランスは軍事行動に踏み切っている。もっとも武力行使の合法性には大きな疑問が投げかけられた。

以上の展開を踏まえると、化学兵器の使用禁止義務に関しては、不作為という義務の性質上、遵守を確保する必要は乏しく、潜在的な不遵守または実際の不遵守の状況に事後的に対処してゆくことが中心となること、潜在的な不遵守については独立かつ公平な事実調査機関による専門的観点からの客観的な調査が不可欠であること、事後的な措置の決定に際しては事実調査機関によって認定された事実に基づいて対応することが重要となることなどが明らかとなる。

(4) 廃棄の問題

次に問題となったのは廃棄である。化学兵器禁止条約は締約国に対して自国の保有する化学兵器を設定された期限までに国際監視の下で廃棄することを義務づけ、その前提として保有しているすべての化学兵器の申告が求めている。つまり、完全な申告の提出と廃棄期限の履行が廃棄に関連した具体的な義務であり、その遵守または不遵守の問題に取り組む必要がある。

2013年8月21日の使用事案を受けて、国連安全保障理事会は OPCW 執行理事会と協力して決議 2118 レジームを設定し、シリアに対して化学兵器等を申告し、一部の化学兵器を国外搬出し、2014年6月末までに化学兵器および化学兵器生産施設を廃棄することを義務づけた。この決議 2118 レジームは事前措置と事後措置を組み合わせた体系的で継続的な遵守・不遵守の管理制度を展開している。当初はシリアによる遵守の確保が中心だったものの、その後は完全な申告の提出と期限履行の不遵守の状況に直面することになる。申告の問題に関連して、OPCW 執行理事会と締約国会議はシリアの権利の停止を含む事後的な制裁措置を取った。しかしシリアは事態の是正を拒否しており、解決の見通しは立っていない。他方で、期限履行の不遵守は一定期間の遅れは許容可能なものとして、国外搬出や廃棄の完了を実現すべく事後的な対応が取られた。

このような進展に照らすと、化学兵器の廃棄については、作為が求められるという義務の性質上、遵守の確保が重要であり、そのための制度を事前に構築した上で運用してゆく必要のあること、潜在的な不遵守の状況では客観的な事実に基づいて遵守を促す措置が実施されていること、これにもかかわらず不遵守の状況に陥った場合は実体的義務の内容に応じた対応が取られていることなどが指摘できる。

(5) 考察の結果

考察の結果として一般化しうる点がある。一方で、作為義務と不作為義務では遵守・不遵守の問題の扱い方が異なる。具体的には、遵守の確保が求められるのは作為義務だけであること、作為義務の遵守・不遵守制度は体系的かつ継続的な性質を持つものに対して、不作為義務の不遵守制度は常にアドホックな性質のものになること、言い換えれば、作為義務の場合は予め制度設計が可能であるのに対して、不作為義務の場合はそのような形での対応はとれないこと、作為義務の不遵守に対する事後的な措置は状況は正目的を持つものに対して、不作為義務の不遵守に対する事後的な措置は予防的かつ制裁的な目的となることなどの違いがある。他方で、いずれの義務にも共通する点がある。まず、いずれの義務に関しても遵守・不遵守の管理にあたり客観的な事実に基づいて対応している。事実が義務によって求められていることと一致している場合、関係国は義務を遵守していることになり、逆に、一致していなければ、遵守していないことになる。この文脈において、「潜在的な不遵守の検討」という局面での事実認定が方向性を決定づける。そして、そのための事実調査における関係国の協力が不可欠である。関係国の協力が得られる場合は状況の改善が期待できるものの、協力が得られない場合は状況の改善の可能性は低い。協力を義務づけていてもこれを強制するメカニズムは国際社会に存在しない。だからこそ、国際社会の取り組みに対する幅広い政治的なサポートが重要となる。

化学兵器禁止条約についての課題も示唆される。第1に化学兵器禁止条約は完全ではない。化学兵器の禁止および廃棄に関する基本的な義務は厳格である。これに対してその他の側面はやや厳格すぎるきらいがある。条約が厳格であることは解釈適用を巡る紛争の回避につながるであろうものの、例外的な状況が発生した場合にはかえって条約の趣旨目的の実現にとっての障害となりうる。第2に化学兵器禁止条約は包括的ではない。条約による規制の対象は主に国家であり個人ではない。テロリストによる化学兵器の使用が今日的かつ現実の課題となっているのに対して、条約は締約国に罰則を含む国内法令の整備を義務付けるにとどめ、その適用は締約国に委ねている。訴追するか引き渡すかの義務は規定されていない。化学兵器禁止条約が内在するこれらの課題ゆえ、化学兵器の問題に対処するためには全体的アプローチがとられるべきである。OPCW は他の関連する国際枠組と協働する必要がある。ここで最も重要な機関はやはり国連安全保障理事会である。関係国に対して拘束力のある義務を課すことができ、条約の厳格な規定であってもこれを修正できるからである。さらに、事態を国際刑事裁判所に付託する権限も有している。国連安全保障理事会の機能不全は現実のものであるものの、今日の国際社会において国連安全保障理事会に代わる機関は存在しない。国連安全保障理事会が機能を果たせるような環境作りに対する各国の協力が何よりも不可欠である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Tatsuya Abe	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 360
3. 書名 Syrian Chemical Weapons and International Law	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------